整理番号 建設-条不-14

不利益処分個別票

| 所管局部課(担当)名 (電話番号) | 建設局下水道部施設管理課(許認可担当)(06-6615-6260) |
|----------------------|---|
| 処分課(担当)名 | 建設局各方面管理事務所管理課 |
| 処分の名称 | 下水流入の禁止及び必要な処置の命令 |
| 概要 | 市長は、下記の処分基準に該当する下水を排出する者に対して、その流入を禁止し、または必要な措置を とることを命ずることがあります。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市下水道条例第26条(http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 処分基準 | (1) 排出される下水が、公共下水道及び都市下水路以外の本市が管理する下水道を損傷し、または疎通を妨げるおそれのある場合。 (2) 排出される下水が、人体に危害をおよぼすおそれのある場合。 (関連する届出事項) (1) ベントナイト(注1)使用に係る届出使用の承認を受けるためには、次に掲げる要件を満たすことが必要です ① 届出株式は「ベントナイト使用届」を用いること。 ② 届出人は、本体工事の施行業者であること。 ③ 使用量は、使用総数量を記入していること。 ④ 現場見取図(隣接する家屋等がわかるもの)を添付すること。 (2) 薬液注入に係る届出 ① 届出株式は「薬液注入届」を用いること。 ③ 周出人は、本体工事の施行業者であること。 ③ 現場見取図(隣接する家屋等がわかるもの)を添付すること。 ④ 注入平面図及び断面図を添付すること。 もし、使用者がベントナイト・薬液等を流入し、下水道を損傷した場合は、市長は使用者に対し、自費により損傷復旧工事を行うこと、または本市が行う復旧工事に係る損傷復旧工事費を負担させることを命ずることがあります。 (注1) ベントナイト 自色ないし淡黄褐色の微細な粉末で、親水性に富み、水に入れると約10倍に膨張する。施工時、水を加え、地盤の崩壊防止等のための安定剤として使用する |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370304.html |
| 備考 | |